

スリランカ人権報告書 2015 年版

概要

スリランカは多党制立憲共和国であり、政府は自由選挙で選ばれる。再選を競ったマヒンダ・ラージャパクサ（Mahinda Rajapaksa）を退け、（2015 年）1 月、有権者はマイスリパラ・シリセナ大統領を 5 年間の任期に選出した。議会は（2015 年）8 月に選挙が行われ、憲法上の権限を大統領と共有している。EU 選挙監視団（Election Observation Mission）は（2015 年）8 月の選挙を、「スリランカの近年の歴史において最も平和的かつ効率良く実施された選挙」と評した。投票は自由かつ公正であったが、前任のラージャパクサ政権は国の資源を、大統領選挙運動期間中に自らの優位性を保つ目的で利用した。文民当局は治安部隊に対する効果的な統制を維持した。

内戦後の数年間における国家統一を増進すべく考案された様々な措置を講じる中、（2015 年）8 月 29 日、政府はオマンタイ（Omanthai）軍事検問所を閉鎖したが、ここは以前、政府保有領土と、かつてのタミル・イーラム解放の虎（Liberation Tiger of Tamil Eelam）（LTTE）の支配地域との分断点であった。（2015 年）3 月、政府は第 19 次憲法改正を採択し、これにより大統領の権限が制限され、複数の政府委員会の独立性を回復させるプロセスが始まった。

（2015 年）9 月、政府は国連人権理事会（UN Human Rights Council）の場での人権に関する決議を共同提案し、そして移行期司法に関する国連特別報告者、強制的・非自発的の失踪に関する国連作業部会（UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances）、及び国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）法務事務所チームによる訪問を歓迎した。大統領は、和解に向けた政府の取り組みに主要な役割を果たす、国家統一・和解局（Office of National Unity and Reconciliation）を創設した。（2015 年）8 月の議会選挙後、政府は和解イニシアティブをさらに推進すべく、国民対話省（Ministry of National Dialogue）を創設した。（2015 年）9 月、内閣は行方不明とされる人々について、家族が政府給付金を受給できるよう、死亡証明書に代わる「不在証明書」の発行を承認した。（2015 年）12 月、政府は「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearances）」に調印した。（2015 年）11 月、政府は離散した 8 つのタミル人組織及び旧政権の監視リストに記載されていた個人 267 名に対する禁止令を解除した。

（2015）年中に報告された主な人権問題の例として、市民社会活動家、ジャーナリスト、そして禁止されたテロリスト集団 LTTE の同調者と見なされた人々に対する嫌がらせのほか、警察や治安部隊による恣意的な逮捕及び拘留、拷問、強姦、そして他の形態の性的暴力及び性別に基づく暴力が挙げられる。

他にも深刻な人権問題の例として、刑務所のひどい過密状態や適正手続の欠如が挙げられた。国内避難民（IDP）の権利の軽視も依然として問題で、女性や児童の身体的虐待及び性的虐待、それに人身売買も同様であった。性的指向に基づく差別も続いていた。労働者の権利に対する制限と児童労働も依然として問題であった。

武力衝突の間に実行された犯罪や、衝突の終結後に実行された他の犯罪、特に拷問、性的暴力、汚職及び人権侵害の事件における刑事免責が相変わらず蔓延していた。政府は、国会議員の殺害や誘拐、そしてジャーナリストや民間人の殺害疑惑を含む、新旧の様々な事件に加担した軍、警察及び他の当局者を多数、逮捕及び拘留した。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

前年と異なり、超法規的殺害に関して裏付けのある報告はなかったが、民間人に対する政府当局者による武力行使が、次第に少なくなりつつあるものの、依然として問題であった。政府は、未解決の、一部は10年以上も前の事件で容疑者とされた複数の軍人や政治家を逮捕した。

2006年にタミル国民連合（Tamil National Alliance）所属国会議員ナダラジャ・ラビラジ（Nadaraja Raviraj）が殺害された事件で、合計7名の容疑者が5つの罪状で告訴され、容疑者には海軍士官3名と元陸軍兵士1名が含まれた。7名中3名は不在の状態で起訴され、2名は国外逃亡中、1名が所在不明であった。犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）（CID）の情報筋がメディアに語ったところによると、ラビラジ殺害に使用された武器の出所を追跡した結果、タミル・マカル・ビドゥタライプ・プリカル（Tamil Makkal Viduthalaip Pulikal）という政党の党首兼元東部州首相、シバネサトゥライ・チャンドラカンタン（Sivanesathurai Chandrakanthan）（別名ピラヤン（Pillayan））に辿り着いた。（2015年）12月27日、オーストラリアの新聞、サンデー・モーニング・ヘラルド（*The Sunday Morning Herald*）紙は、スリランカ警察が容疑者のうち1人、元警察官のファビアン・R・トゥサイント（Fabian R. Toussaint）の不在逮捕令状を発行したと報じた。オーストラリア連邦警察広報官は、捜査を支援しているか否かに関してコメントの発表を拒否した。

（2015年）7月4日、政府はトリンコマリー（Trincomalee）の海岸で2006年にタミル人の高校生5名が殺害された事件で有罪判決を受け、2009年に保釈されていた13名のうち12名を再逮捕した。容疑者には警察の警視補1名が含まれ、この人物は殺人事件当時、トリンコマリーを拠点とする警部補であった。（2015年）10月14日、裁判長は容疑者を保釈し、その

際、検察側証人を脅迫しないよう命じた。

(2015 年) 10 月 8 日、コロンボの主任治安判事は CID に対し、タミル国民連合所属国会議員であったジョセフ・パララジャシingham (Joseph Pararajasingham) の殺害との関連で、容疑者 2 名を 90 日間拘留することを許可した。パララジャシingham は 2005 年にバティカロア (Batticaloa) の聖マリア教会 (St. Maria's Church) でクリスマスミサが行われていた際、正体不明の武装集団に殺害された。特定された 2 名の容疑者は、エドウィン・シルバ・クリシュナナンダハラジャ (Edwin Silva Krishnanandaharajah) (別名プラディープ・マスター (Pradeep Master)) 及びレンガサミ・カナヤガマ (Rengasami Kanayagama) (別名カジャン・ママ (Kajan Mama)) であった。

(2015 年) 10 月 11 日、CID は元東部州首相、シバネサトゥライ・チャンドラカンタンを、パララジャシingham 殺害との関連で逮捕した。CID は裁判所に、この事件に関与した別の容疑者 2 名が国外に逃亡したという情報も提供した。

(2015 年) 10 月 7 日、ジャフナ (Jaffna) 高等裁判所は 2010 年に起こったタミル人女性 1 名に対する強姦及び別の女性 1 名に対する性的暴行について、軍人 4 名に有罪判決を下した。裁判官は数年間保釈されていたこれら 4 名の男に対し、懲役 25 年と、賠償金として 600,000 ルピー (4,286 ドル) 及び罰金として 35,000 ルピー (250 ドル) を言い渡した。有罪判決を受けたこれらの男は、罰金を支払うことができない場合、懲役がさらに 5 年間追加されることになる。有罪判決を受けた者のうち 1 名は保釈後に国外逃亡していたが、報告によると、政府は当人の再逮捕に向け、インターポールと協力していた。

国連人権理事会 (Human Rights Office) の報告によると、2 名の警察官ニハル・ラジャパクセ (Nihal Rajapakse) 及び W・M・バラスリヤ (W.M. Balasuriya) が (2015 年) 12 月 3 日、2005 年のロヒタ・リヤナゲ (Rohitha Liyanage) 及びサラス・バンドラ (Sarath Bandara) に対する拷問の罪でカンディ (Kandy) 高等裁判所から 7 年間の厳格懲役を言い渡された。裁判長はさらに、これらの警察官に対し、被害者に賠償金として 10,000 ルピー (71 ドル) を支払うよう命じた。

(2015 年) 10 月 16 日、ラニル・ウィクラマシンハ (Ranil Wickremesinghe) 首相は (2015 年) 10 月 22 日に予定されていた審議の準備として、2 件の報告書を国会に提出した。これらの報告書に詳しく記載された調査内容は 2006 年にまで遡る出来事に言及しているが、これは所見が初めて公表された事例であった。1 つ目の報告書は、マヒンダ・ラージャパクサ元大統領が 2006 年に創設した重大人権侵害調査担当委員会 (Commission of Inquiry Appointed to Investigate and Inquire into Serious Violations of Human Rights) (別名ウダラガマ委員会

(Udalagama Commission) 又は UC) による報告書であった。2 つ目は同じくラージャパクサ元大統領が 2013 年に創設した行方不明者申し立て調査担当大統領直属委員会 (Presidential Commission of Inquiry to Investigate into Complaints Regarding Missing Persons) (別名パラナガマ委員会 (Paranagama Commission) 又は PC) による報告書であった。UC はスリランカで最も注目を集めた、2005 年から任命当時までの期間に発生した人権侵害事件のうち、16 件の調査を担当した。これらの事件の例として特に、国際非政府機関 (NGO) であるアクション・アゲインスト・ハンガー (Action against Hunger) の補助職員 17 名が 2006 年に殺害された事件、5 名の若者が 2006 年にトリンコマリーで殺害された事件 (トリンコ・ファイブ (Trinco Five) としても知られる)、ラクシュマン・カディルガマル (Lakshman Kadirgamar) 外務大臣殺害事件、タミル国民連合所属国会議員のジョセフ・パララジャシングムが 2005 年に殺害された事件が挙げられる。市民団体はしばしば、PC と UC を、非効率、欠点のある方法論、証言した被害者に対する露骨な脅迫、そして創設目的が総じて戦争犯罪で訴追された軍の潔白の証明にあったことを挙げて批判した。

UC は調査を担当した事件 16 件のうち 7 件しか訴訟手続を完了しておらず、残り 9 件については時間が足りないことを理由に挙げた。UC は、調査した事件の大多数において LTTE のテロリスト集団が殺害を行ったと結論付けただけでなく、他の事件でも軍を責めるべきであると認めた。PC の報告書では、スリランカ陸軍 (Sri Lankan Army) (SLA) の砲撃によってかなりの民間人が死亡したと認めたが、「これは民間人を盾と徴兵要員の両方として使う目的で、民間人が LTTE の支配から逃れることを LTTE が許容しなかったことによる、不可避の結末であった」と強調した。PC の所見では徹底して、「民間人は計画されていたとされる集団虐殺の一部として SLA から直接又は無差別に狙われた」という提言を拒絶した。PC は、軍は言語道断の人権侵害を犯したという軍に対する告訴を精査しようにも信用性を欠いており、事実を立証するにはある程度の国際的関与を伴う独立的な司法捜査が必要である、と強く主張した。

(2015 年) 9 月 16 日、国連人権理事会 (UNHRC) は A/HRC/30/CRP.2、別名「国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) スリランカ調査報告書 (OISL)」を提出した (第 5 節)。この報告書において、OISL は、治安部隊及び帯同した民兵組織が、民間人及び他の保護対象者に対して広域的に実行された不法殺害に加担した、と判断するに足る十分な根拠があると認めた。タミル人の政治家、人道支援従事者及びジャーナリストが一時期、特に標的にされたが、普通の民間人も被害者に含まれた。顕著な殺害パターンは、治安部隊検問所や軍基地の近辺のほか、治安部隊に拘留された人々についても明白であった。典型的な殺害方法が、治安部隊要員による個人の恣意的な逮捕又は誘拐に関係し、時には保安検問所を通過又は治安部隊基地に進入できるとされた、無表示の「白いバン」に民兵組織の構成員が乗って作戦を援助して例もあった。これらの侵害は過去と現在においても依然、テロ行為防止法 (Prevention of

Terrorism Act) (PTA) のほか、2011 年まで有効であった緊急事態規制 (Emergency Regulations) で規定された広範な逮捕権及び拘留権によって助長されている。

また OISL は、LTTE に敵対心を抱いていると認知された民間のタミル人、イスラム教徒及びシンハラ人を LTTE が不法殺害したと判断するに足る根拠も十分にあると認めた。LTTE は対立するタミル人政党、疑われた情報提供者、反対意見のタミル人を、大物政治家、公務員及び学識経験者のほか、対立する民兵組織も含め、標的にした。LTTE による無差別の自爆攻撃や地雷攻撃によって殺害又は負傷した多数の人々に民間人も含まれた。

b 失踪

失踪に関する公式統計はなく、また失踪事件の報告に対する恐怖心が、信頼性のある説明を困難にした。(2015 年) 12 月 10 日、スリランカは「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」に調印した。

(2015 年) 9 月、内閣は行方不明とされる人々について、家族が政府給付金を受給できるよう、死亡証明書に代わる「不在証明書」の発行を承認した。

(2015 年) 10 月 16 日、大統領は「行方不明者申し立て調査担当大統領直属委員会」(COI) の報告書を国会議員に配布したが、公表はしなかった。COI は 2013 年にラージャパクサ元大統領により創設された。(2015 年) 6 月までに、COI は合計 15,593 件の申し立てを北部州と東部州から、また 5,000 件を治安部隊要員から受けた。前者の件数のうち、1,744 件について一般市民から証言が寄せられた。

観測筋は COI の作業における多数の問題を特定した。例として委員会証人に対する脅迫、証人が証言場所との間を往復する際の軍による輸送手段の提供、公開証言の場での諜報担当官の存在 (証人や出席者の写真撮影を含む)、LTTE の有責性と証人の補償に過剰に焦点を当てた COI の尋問、そして証人の証言の粗末な通訳又は誤解を招く通訳 (これによりまず、集めた証拠の質が損なわれてしまった) が挙げられる。

2014 年 8 月の国連総会向け報告書の中で、強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会 (WGEID) は、強制的又は非自発的な失踪の未解決件数が、2012 年末時点の 5,676 件から 5,731 件に増えたと指摘した。(2015 年) 11 月 9 日～18 日、WGEID はスリランカ政府から招かれて同国を訪問した。締め括りの報道発表の中で、同部会は「説明責任と、真実—特に失踪者の運命又は消息の判断—を探し出すための確固たる持続的努力をほぼ完全に欠いているほか、包括的及び効果的な補償プログラムや、近親者のための社会的、心理的及び経済的な

支援も存在しない」と指摘した。同部会は是正措置に対するシリセナ政権の誓約を、専門の行方不明者局（Office of Missing Persons）の創設や真実・正義・和解・再発防止委員会（Commission for Truth, Justice, Reconciliation, and Nonrecurrence）の設置案を含め、歓迎した。同部会は政府に対し、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准、強制的失踪の自立的犯罪の刑法への導入、PTA の廃止、そして秘密拘留事例のあらゆる申し立てに関する徹底的かつ独立的な捜査の実施を要求した。

（2015 年）9 月 16 日の OISL では、2002 年から 2011 年にかけて国内の様々な地域で旧政権在任中、特に北部州と東部州で発生した、数百件もの強制的失踪事件に関する信頼性のある情報を再検討した（第 1 節 a 項参照）。同報告書では、対立終結後における大規模な拘留レジームも強制的失踪に繋がったと結論付けた。同報告書ではさらに、当局がかなりの数の被害者から体系的に、広範囲にわたり自由を奪い、そしてこの剥奪を認めることを拒否した、或いは失踪者の運命や消息を隠匿し、事実上、失踪者から法律による保護を排除し、深刻なリスクを負う状況に置いた、と結論付けた。失踪者の家族も報復の対象とされ、また真実を知る権利を含めた効果的な救済措置を受ける権利を否定された。内戦終結後に軍へ自らの身を委ねた後に失踪した人々は意図的に狙われ、それは彼らが LTTE 軍に所属していた、又はそう認知されたためであった。

ランカ・e ニュース（Lanka-e-news）のジャーナリスト兼漫画家、プラギース・エクナリアゴダ（Prageeth Eknaligoda）が 2010 年に大統領選挙直前に失踪した事件に進展があった。（2015 年）8 月 24 日、CID はこの事件で尋問を受けた軍人 4 名を逮捕し、また陸軍指令官兼軍諜報部長の A・W・J・C・デ・シルバ（A.W.J.C. de Silva）中將に対し、（2015 年）10 月 30 日に裁判所へ出廷するよう命じた。逮捕された軍人の妻も、夫は PTA の下での罪状なしに恣意的に拘留されたと申し立てて人身保護令状申請を上诉裁判所に届け出た。（2015 年）12 月 17 日の聴聞を経て、51 名の国会議員がこれらの家族の支援と拘留された軍人の法的費用捻出のため、給与を寄付すると誓約した。（2015 年）12 月 28 日、CID は、国の諜報局に所属し、以前の尋問の際に矛盾する証言を行った、別の軍士官 1 名を逮捕した。（2015 年）12 月 30 日、ホマガマ（Homagama）治安判事裁判所は 6 名の軍人の再勾留（起訴を待つ間の拘留）を 2016 年 1 月 11 日まで延長した。

2013 年、国家上下水道公社（National Water Supply and Drainage Board）の建設作業員がマンナール（Mannar）県で集団墓地を発見した。その後の調査の結果、政府が発掘を打ち切るまでに少なくとも 88 体の白骨遺体が見つかった。旧ラージャパクサ政権は公然と、如何なる殺害についても LTTE 又はインドの平和維持部隊いずれかのせいにしていた。（2015 年）12 月 12 日、報告によると、マンナール治安判事裁判所裁判官は遺体を法医学的分析のため国外に送るよう命じたが、2013 年に最初の検査を実施した司法医学担当官はこの命令の必要性に異

議を唱え、遺体は国内で検査可能であると強く主張した。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

法律では拷問を処罰対象犯罪とし、7 年以上 10 年以下の懲役を科すよう命じている。(2015) 年中に寄せられた信憑性のある複数の報告によると、警察と軍隊が市民に対して誘拐、拷問、強姦及び性的虐待を働いた。PTA では、拷問によって引き出された自白を裁判所が証拠として採用することを認めている。

東部及び北部において、軍の諜報要員や他の治安要員が、申し立てによれば時には民兵組織と協力しつつ、LTTE との繋がりを理由に告発された民間人の拘留について、文書化の有無を問わず、張本人であった。観測筋の報告によると、尋問の際に時々、拘留後の虐待又は拷問が行われていた。複数の報告によると、当局は被拘留者を釈放した際、再逮捕又は殺害を仄めかして脅しながら、逮捕又は拘留に関する情報を明かさないう警告した。

(2015 年) 8 月、英国を拠点とする慈善団体、フリーダム・フロム・トーチャー (Freedom from Torture) (FFT) が、「汚れた平和: スリランカにおける 2009 年 5 月以降の拷問 (*Tainted Peace: Torture in Sri Lanka since May 2009*)」という報告書を公表し、政府要員が相変わらず拷問を働いていると申し立てたが、これは主にラージャパクサ政権時代に発生した事件に焦点を当てていた。FFT が再検討した事件はほぼ全て、LTTE との個人的又は家族ぐるみの繋がりを疑われて拘留されたタミル人が巻き込まれた事件であった。

国際真実・正義プロジェクト (International Truth and Justice Project) は、2015 年に警察及び治安部隊が犯した誘拐、拷問及び性的暴力事件 11 件 (女性 3 名と男性 8 名) を報告した。この調査では拷問発生現場 48 箇所と特定し、うち 30 箇所は既知の軍キャンプ又は警察署であった。被害者は全員、自分達が居なくなってから政府関係者が家族に対する尋問や嫌がらせを続けたことを示唆した。

(2015 年) 6 月、警察による拷問事件が 1 件、キリノッチ (Kilinochchi) から報告され、これは 3 歳の或る少女の失踪後のことであった。少女の母親、父親、叔父、いとこ 2 名、そして母親のパートナーが、尋問の際にキリノッチの警察官から暴行や拷問を受けたとのことであった。この区域出身の弁護士の主張によると、キリノッチの警察は被疑者から情報を引き出すために普段から様々な拷問方法を使うことで悪名高かった。この子どもの母親は、申し立てによると、最初の事件後 3 週間にわたり、恣意的な拘留や性的虐待も受けていた。

OISL は 2002 年から 2011 年までの、特に武力衝突直後に元 LTTE 構成員や民間人が集団で拘

留された時期における、治安部隊による拷問の行使を文書にまとめた。報告によると、治安部隊は軍キャンプ、警察署及び「更生キャンプ」のほか、未特定の秘密の場所を含め、様々な施設で拷問を行った。OISL ではさらに、治安部隊要員による強姦及び他の性的暴力形態が、男女問わず被拘留者に対して蔓延し、特に武力衝突直後がひどかったと指摘した。性的暴力のパターンは、意図的な拷問手段であったと見られ、目的は情報を引き出すことや、LTTE との繋がりを疑われた人々に対する屈辱や処罰であった。

OIDL では、被拘留者に加えられた性的暴力の規模を十分に評価したわけではなく、その背景には特に、報復、付帯的な汚名やトラウマに対する不安、及び他の調査上の制約要因があった。とは言え、同報告書では、国際的な人権関連法及び性的暴力関連の国際的な人道主義的法律に対する違反を、政府治安部隊が 2002 年から 2011 年にかけて犯したと判断するに足る根拠が十分にあり、またこうした行為の一部は戦争犯罪や人道に対する犯罪に相当し得ると主張した。

何年にもわたり旧政権からアクセスを拒否され続けた後、WGEID 視察団はトリンコマリー海軍基地にかつて存在した秘密の拘留／拷問現場を視察し、これについて視察団は訪問における最も「重要な発見」の 1 つであると述べた。(2015 年) 11 月 19 日、つまり訪問終了翌日、マヒシニ・コロン (Mahishini Colonne) 外務省広報官が公式に、政府は WGEID の所見を新調に検討し、そうした事件の再発防止策を講じる意向である、と述べた。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は劣悪な状況で、原因は古いインフラ、過密、そして衛生設備及び他の基本設備の不足にあった。比較的大型の刑務所のうち数箇所に独自の病院があったが、大多数は医療担当職員が居る程度であった。当局は小規模の刑務所で受刑者に医療処置が必要になった場合、地元の最寄りの病院に移送して処置を依頼した。

物理的状況：多数の刑務所において、報告によると、受刑者はコンクリート床の上で眠り、また多くの場合、自然光が不足、或いは換気が不十分であった。刑務所本部統計部 (Prison Headquarters Statistics Division) によると、(2015 年) 10 月時点で受刑者は合計 19,067 名で、うち既決囚が 10,063 名、未決囚が 9,004 名であった。(未決囚とは、裁判を待ちつつ「再勾留」の状態にある囚人を指す。) 刑務長官の推定によると、刑務所収容者数の平均はシステムの収容定員を 60%超えていた。

治安省 (Ministry of Law and Order) 及び刑務所改革局 (Prison Reforms) (刑務所改革局はその後、再定住・更生・ヒンドゥー教問題省 (Ministry of Resettlement, Rehabilitation, and Hindu

Religious Affairs) に組み込まれている) は、既決囚向けに設計された「閉鎖型刑務所」3 箇所と、裁判待ちの囚人向けの再勾留刑務所 19 箇所を運営していた。これとは別に、10 箇所の労働キャンプ、2 箇所の開放型刑務所キャンプ (軽犯罪による受刑者向け)、1 箇所の訓練校、そして 2 箇所の青少年犯罪者向け矯正センターがあった。既決囚刑務所及び再勾留刑務所の大多数が、女性及び少年の監房を別に設けるよう義務付けられていたが、実際には必ずしも厳格に区別されていたわけではない。場合によっては少年が成人と別々に収容されていなかった。当局は大抵、裁判前被拘留者を既決囚とは別に収容していなかった。当局は軽犯罪者を重罪実行犯と一緒に収監することが多かった。女性受刑者は同じ刑務所内で男性受刑者とは別々に収容された。

刑務長官の報告によると、(2015 年) 10 月時点で拘留中であった受刑者の死亡が合計 58 件あった。死亡の過半数が自然な原因によるもので、自殺は半分に満たなかった。

2012 年にウェリカダ (Welikada) 刑務所で発生した、27 名の受刑者が死亡し 40 名余りが負傷した暴動について、追加情報はほとんど提供されなかった。(2015 年) 7 月、調査委員会が報告書を提出したが、警察観察長官はそれを公表しなかった。メディアの報道から察するに、捜査がさらに進みそうな様子であった。

運営：受刑者からの苦情を処理するオンブズマンはいなかった。法律では治安判事が刑務所を月 1 回訪問して状況を観察し、受刑者と個人面談を行うことを義務付けているが、これが実際に行われることは減多になく、それは裁判所が未処理事件を抱えている関係上、治安判事がそうした訪問予定を組むことが困難であるからである。当局は受刑者及び被拘留者が、ただし非公式な拘置施設収容者を除き、家族に面会したり宗教的儀式を行うことを許容した。

独立的監視：刑務所福祉協会 (Prison Welfare Society) が、受刑者訪問を実施する主な国内団体で、各刑務所を月 1 回ずつ訪問することになっていた。同協会は受刑者の拘留状況を検証することと、受刑者の苦情を各刑務所長及び刑務長官に伝達することが職務であった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、そうした事件は 2014 年と比べ発生率こそ低下したものの、発生した。市民社会団体や人権活動家が、裏付けのない罪状を根拠に逮捕及び拘留された人々の事件を報告した。

PTA では恣意的な逮捕の構成要素を明確に定義していない。PTA の下、治安部隊は搜索、逮捕及び拘留を行う圧倒的権限を有する。被拘留者は起訴されなくても最長 18 か月間拘留され

得る。多数の人々が、非正規の拘留場所を含め、18 か月間より大幅に長い期間にわたり、罪状なく恣意的に拘留された。政府の報告によると、政府は（2015 年）10 月時点で PTA の下で 162 名の「未決」囚（男性 160 名と女性 2 名）を拘留し、未決囚は全員、家族、弁護士、治安判事、医務官、聖職者、そしてスリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka）（HRCSL）代表者にアクセスすることができた。

（2015 年）10 月 12 日、217 名のタミル人受刑者は、14 箇所の刑務所に拘留された元 LTTE 幹部を含め、即時釈放を要求するハンガー・ストライキを挙行した。彼らはシリセナ政権を、政治囚に関する約束を果たしていないとして非難し、また大統領、首相及び反対派指導者へ、自分達の事件を解決するよう要求した。（2015 年）10 月 12 日、刑務長官は政治囚 201 名中 40 名が懲罰的措置に言及する裁判所命令を發布され、残る 161 名の被疑者に対しては起訴状がまだ提出されていないと報告した。

（2015 年）11 月 11 日、コロンボの主任治安判事は PTA の下で拘留されていた受刑者 31 名に対し、条件付き保釈を許可した。保釈条件では受刑者各自に対し、203,000 ルピー（1,450 ドル）の保証金の預託を要求し、出国を禁じ、そして 2 週間おきにテロリスト捜査部（Terrorist Investigation Division）事務所に出席することを義務付けた。上級の刑務所当局者が示唆したところによると、同様の保釈取り決めが別の受刑者 8 名についても承認された。保釈された受刑者の大多数は政府が義務付けた更生プログラムに参加しなかった。報告によると、検察庁（Attorney General's Office）は追加の 20 件について、保釈の可能性を検証中であった。

複数の人権団体によると、警察署が人数は不詳であるが非正規の被拘留者をテロ行為関連活動への関与の疑いで、起訴又は審理されないまま拘留し、これは CID、テロリスト捜査部、陸軍キャンプ及び他の非公式拘置施設でも同様であった。多数の報告が示唆するところ、治安要員は非自発的な失踪を使用して、事件を文書化する必要なしに人々を「記録せずに」尋問した。尋問後、当局は非自発的な被拘留者を釈放し、その際、身体的危害を仄めかして脅しつつ、拘留の詳細を明かさないう指示した。一部の事件では、申し立てによると非正規拘留の間に虐待又は拷問を伴う尋問が行われた。

元戦闘員及びその他、更生施設から釈放された被拘留者の再統合は依然として難題で、その背景には軍による集中的監視、社会的汚名（一部の人々は、定期的に陸軍に報告しなければならなかったことから、元戦闘員と関わることを恐れた）、雇用困難、そして心理的トラウマがあった。釈放された複数の元戦闘員が、更生施設滞在中及び釈放後における政府当局者によるセクシャル・ハラスメントを含め、拷問又は虐待を報告した。

警察及び治安組織の役割

2013年に政府は治安省を創設し、その狙いは警察を軍部から切り離すことであった。治安省の管轄下に置かれるスリランカ警察は国内治安の維持に責任を負う。陸軍は対外安全保障に責任を負うが、国内での特異的な治安上の責務の処理を要請される場合もある。市民団体によると、軍の諜報員が国内監視作戦を実施し、また警察と共同で、或いは警察と無関係に、市民団体メンバーに嫌がらせ又は脅迫を行った。陸軍、海軍及び空軍は大統領に直属するが、日常業務の大部分は国防長官が管理する。

6,000 近くの構成員が居る民兵組織に関する特別調査委員会 (Special Task Force) はスリランカ警察の管轄下に置かれるが、過去に軍隊と合同作戦を行ったことがあることから、命令系統が疑問視された。

(2015年)10月初旬、ジャフナ県及びキリノッチ県出身の若者 650 名と、バブニヤ (Vavuniya) 県出身の若者 424 名が、687 名の警察欠員補充のための面接を受けた。観測筋の指摘によると、募集活動は警察業務におけるタミル語を話せる警察官の深刻な不足に対処する目的で公安され、その結果、このコミュニティで多数派を占めるシンハラ語を話す人々が不信感を抱いた。軍部も同様の取り組みにおいて積極的に、タミル人を様々な階級に採用した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律により、当局は逮捕者に逮捕理由を説明し、また軽犯罪の場合は 24 時間以内、一部の重罪の場合は 48 時間以内、PTA の下での犯罪の場合は 72 時間以内に当人を治安判事の面前に召喚するよう要求される。しかし実際には、特に PTA 事件の場合、被拘留者が治安判事の面前に出頭するまで数日、数週間、時には数か月が経過した。治安判事は保釈を許可するか、或いは最長 3 か月間又はもっと長い期間にわたる裁判前拘留の継続を許可することができる。裁判官は PTA の下での被拘留者について保釈を許可する場合、検察庁から承認を得る必要があるが、実際には承認されないのが普通であった。警察は殺人、窃盗、強盗及び強姦など一部の犯罪について、無令状逮捕を行うことができる。殺人事件の場合、規制では治安判事に対し、容疑者を再勾留するよう要求しており、保釈を承認できるのは高等裁判所のみである。あらゆる事件において、容疑者は法定代理人を立てる権利を有するが、警察署や拘置所での尋問中に容疑者が法定代理人を立てる権利を具体的に与える法律規定はない。被拘留者が尋問された時に弁護士が立ち会っていないことが多いという、信憑性のある報告が複数あった。政府は高等裁判所及び上訴裁判所の法廷での刑事訴訟では貧しい被告人に弁護士を用意したが、他の事件ではそうしなかった。

法律により、警察は容疑者を最長 72 時間拘留することができ、その後、警察は容疑者を治安判事の面前に差し出さなければならないが、当局がこの法律を尊重しなかった事例の報告が複数あった。観測筋は、起訴されないまま長期間にわたり隔離拘留された容疑者に関する多様な報告を受けた。

恣意的な逮捕：法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、この要件は実際のところ必ずしも尊重されなかった。政策選択肢研究センター（Center for Policy Alternatives）の報告によると、（2015 年）1 月から 9 月末にかけて 21 名が PTA の下、罪状もなく逮捕又は拘留された。

裁判前の拘留：司法プロセスは進行が遅く、また（2015 年）10 月時点で報告された刑務所収容者総数 19,067 名のうち 9,004 名が「未決」囚で、それとは別に 1,065 件は上訴中であった。長期間に及ぶ法的手続、多数の被拘留者、司法の非効率、そして汚職が原因で裁判が遅れることが多かった。法的唱導者団体は、拘留期間は申し立てられた犯罪に対する量刑と同じは又はそれを超えることが一般的であると強く主張した。

行政処分により拘留された人々は、裁判を待つ人々と同じ権利を享受しなかった。例えば、弁護士はブーサ（Boosa）拘置所に拘留された依頼人に面会するにはテロ行為捜査部に許可を申請するよう要求され、そうした面会の場に警察が立ち会うことが多かった。裁判前の被拘留者は警察による尋問中、弁護士を呼ぶ権利がなかった。有罪判決を受け、上訴中の人々は、上訴継続中の服役期間について、元々の量刑に対する控除を受けなかった。上訴は解決まで数年間を要することが多かった。

恩赦：（2015 年）2 月、大統領はスリランカ独立記念日恩赦の一環として、受刑者 557 名（男性 540 と女性 17 名）に恩赦を付与した。刑務長官によると、これらの受刑者の大部分は軽犯罪又は薬物関連犯罪により収監されていた。（2015 年）11 月 17 日、政府はタミル人受刑者 100 名（ハンガー・ストライキに参加していた）を、最終的な釈放条件として、政府が運用する更生プログラムへ移管した。さらに 39 名の受刑者が保釈を認められ、（2015）年末までにそれら受刑者のうち 30 名が釈放されたほか、5 名が保証金の納付を待っていた。

（2015 年）11 月 13 日、政府はスリランカの領海内での密漁により拘留されていたインド人漁師 126 名を本国送還した。

e 公正な公判の否定

（2015 年）4 月 28 日、議会は第 19 次憲法改正を可決し、これは大統領が掲げた改革アジェ

ンダの主要要素の1つであった。この改正は事実上、とりわけ司法に対する行政機関の影響力を大幅に増大させた第18次改正を無効にし、行政上の大統領職の下での意思決定権限の集権化を覆した。

(2015年)1月、大統領は最高裁判所の新任のタミル人裁判長、カナガサバパシー・スリパバン(Kanagasabapathy Sripavan)を宣誓就任させ、その前に大統領は汚職の告発に基づく元裁判長シラニ・バンダラナヤケ(Shirani Bandaranayake)に対する2013年の弾劾を無効と宣言していた。スリパバンはタミル人としては15年ぶりに任命された裁判長であった。

裁判手続

法律では裁判事例において被告は推定無罪と想定している。高等裁判所での刑事事件の場合、陪審が被告人を公開審理する。当局は被告人に当人に対する罪状と証拠を伝え、被告人弁護士を立てる権利及び上訴権を有する。逮捕者が家族又は弁護士と迅速に連絡を取ることができるとを確保するための手続は正式に定められていないが、当局は逮捕者が家族又は弁護士に携帯電話で連絡することを許可した。政府は高等裁判所及び上訴裁判所での刑事告訴について裁判を受ける貧しい人々に弁護士を用意したが、下級裁判所での事件には用意しなかった。民間の法務支援団体が一部の被告人を支援した。PTAの下で提起された事件には陪審がないが、そうした事件での被告人は上訴権を有する。被告人は反対側承認と対峙し、承認及び証拠を提示し、そして警察の証拠など政府が保有する証拠にアクセスする権利を有する。

拷問を含め、威圧的手段によって得られた自白は概して許容されないが、PTA事件は例外である。しかし、被告人は当局が自白を威圧によって得たことを証明する負担を背負う。

法律では裁判手続及び他の法制が英語、シンハラ語及びタミル語で用意されることを要求している。ジャフナ県及び北部と東部の一部を除き、ほとんどの裁判所が業務を英語又はシンハラ語で実施した。裁判所が任命する通訳の不足により、タミル語を話す被告人が公正な証文を受ける能力が多数の場所で制限されたが、北部と東部では裁判及び聴聞がタミル語と英語で行われた。タミル語で書かれた法律教科書はほとんどなかった。

政治犯及び政治的理由により勾留された者

政府は少数の人々を政治的理由により拘留及び投獄した。政府はそうした人々に国際人道団体が定期的にアクセスすることを許可した。しかし、当局は地元弁護士へのアクセスは不定期にしか認めず、また依頼人との会話は大抵、警察官又は軍人が立ち会って行われた。

(2015 年) 3 月 10 日、政府は 2014 年 3 月に逮捕されて以来、1 年近く拘留されていたバレンドラ・ジェヤクマリ (Balendran Jeyakumari) を釈放した。彼女の逮捕は、彼女の自宅で LTTE の信仰復興論者とされた指名手配中の「ゴビ (Gobi)」と治安部隊との間で銃撃戦が起こったという申し立てを受けてのことであった。ジェヤクマリの息子は失踪しており、ジェヤクマリは近親者が失踪した家族のために政府に情報と正義を要求する運動に参加していた。当局はジェヤクマリをブーサ拘置所に送致したが、彼女が最初に逮捕された後に正式な告訴は行われず、また当局は彼女の娘を国営児童施設に送るよう命じ、それは彼女が母親の居ない状況で面倒を見てくれる法律上の家族が居なかったためである。ジェヤクマリはゴビが当局から逃げるのを幫助したのだと政府は主張したが、政府はそうした証拠を全く公開しなかった。この事件は (2015) 年末時点でまだ審理中であった。

(2015 年) 9 月 1 日、ジェヤクマリは、2014 年初頭に国際的な地雷除去活動 NGO から盗まれたと報告のあった地雷探知器 2 個の盗難に関連する疑惑で再逮捕された。彼女の弁護士は、警察が彼女を証人として逮捕したのか、或いは容疑者として逮捕したのか、はっきりせず、それは警察の説明が矛盾していたためである。(2015 年) 9 月 8 日、ジェヤクマリは保釈された。市民社会活動家の主張によると、彼女は疑問が残る罪状の下で不当に告発及び拘留された。

民事上の訴訟手続及び救済方法

市民は人権侵害の申し立てについて是正を求めるための、基本的権利訴訟を提起することができる。司法機関はこうした訴訟の裁定における独立性と公平性をある程度示し、多数の事例において原告の損害賠償を認めた。しかし、観測筋は、司法制度における官僚主義的な非効率が多数の事件における解決の遅れに繋がったと述べた。裁判所が損害賠償を認めた場合、裁判所の命令の執行に際しての問題は比較的少なかった。

財産回復

以前の戦争地域における民間の個人間のほか、市民と軍隊など政府機関との間でも土地所有権争いが (2015) 年中に続いていたが、一部の元住民は何年も前に放棄されていた区域に帰還した。多数の強制移転が長年に及んだ戦争の間に北部と東部の区域で発生し、土地所有者が何度も変わることが多かった。土地に関する主張の実証は、多数の理由により困難であった。何度も強制移転させられた多数の人々が、土地の譲渡証書を保全することができず、また政府と LTTE 部隊との間での激しい戦闘により、政府の公式な土地記録の一部が損傷又は破壊されてしまった。

ラージャパクサ政権の下、軍は戦争中、基地及び他の高価値な標的の周囲に HSZ として知られる治安緩衝地帯を作り出すために大量の土地を差し押さえた（第 1 節 d 項参照）。1950 年土地取得法（Land Acquisition Act）に従い、政府は個人財産を「公共の目的」のために取得することができるが、同法では取得通告の公示と、所有者に適切な補償を提供することを要求している。旧政権は頻繁に、地主がアクセスできない HSZ の土地について取得通告を掲示し、地主の多くがそうした取得に意義を唱えるべく、最高裁判所での基本的権利訴訟を含め、訴訟を開始した。取得通告によると、取得された土地の大部分が陸軍のキャンプや基地としての用地であったが、一部の通告に記載された目的にはホテル、工場、農場の創設という例もあった。（2015）年間を通じ、多数の訴訟が、最高裁判所での基本的権利訴訟や高等裁判所に提起された多数の令状申請を含め、引き延ばされたままであった。2011 年に緊急事態規制が失効した後、HSZ に関する法的枠組は全くなかったが、HSZ は依然存在し、民間人立入禁止の状態が続いていた。

政府は、政府占有地を元来の所有者に返還するプロセスを開始した。政府は複数の県にまたがる約 3,200 エーカーを変換し、これにトリンコマリー海軍基地付近の 818 エーカーやジャフナ HSZ 内の 702 エーカーが含まれた。しかし、HSZ の影響を受けた人々の多くが、政府による土地の非軍事化はあまりにもペースが遅く、また軍は経済的価値があると見なす土地を保有している、という不満を訴えた。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律では私生活を守る権利を規定しているが、政府はこの権利を、特にタミル人が圧倒的に多い地域で監視作戦を実施する際に侵害した。治安部隊は財産搜索を実施し、また民間人に対する広範な監視に、司法機関がほとんど監督しない状況で関与した。例として民間人の電子メール、電話通話及び他のデジタル通信の監視に関する不特定の報告が挙げられる。様々な関係者による私有地の差し押さえも、全国的に依然として問題であった。伝統的にタミル人の地域における、政府補助による南部からのシンハラ人世帯の定住を示す証拠があった。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

法律では、報道関係者を含め、言論の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。（2015 年）1 月にシリセナ大統領が選出された後、政府は自由な言論と平和的集会を開く権利を禁じていた政府の活動に大幅に歯止めを掛けたが、それでもない、一部の政府当局者が報道関係者に嫌がらせを続けた。多数のジャーナリストが、シリセナ政権によって醸

成された開放性の風潮の高まりを基に、自己検閲を自ら課すことが少なくなったと報告した。

言論及び表現の自由：憲法では自由な言論の権利を規定している。しかし、当局はこの権利を、公衆道徳や国家安全保障を含め、一連の制限の対象にする可能性がある。政府は政治的会合や市民社会の会合を、特に北部と東部で監視した。また、文民当局と軍当局が、外国の使節団又は国際人権団体と会合した地元住民について、会合の内容を疑問視したという、信憑性のある報告も複数あった。

かなりのレベルの監視が、特に国内の北部と東部で続いた。国の治安組織に属する私服の要員が、これらの地域からの市民社会の個人や集団を訪問した。市民社会によると、そうした要員は、警察から委任されることが多く、逆に軍士官から委任されることは少ないが、市民社会団体の研修会又はワークショップに招かれていないのに参加し、特に、これらのプログラムが人権、移行期司法、及び報道の自由を扱う場合がそうであった。彼らは公然と抗議者や被害者家族の写真やビデオを撮影し、イベント主催者に質問し、さらにその後定期的に自宅を直接訪問した。

(2015 年) 1 月、英国のヒューゴ・スワイヤ (Hugo Swire) 外務大臣が北部州を訪問した。NGO の報告によると、民間人を装った軍人が、軍が管理する HSZ の境界内で暮らす IDP に対し、生活条件について同大臣と話し合うことを禁ずる警告を出した。

主導的なイスラム教徒ジャーナリスト、ソーシャル・メディア活動家、及び学識経験者が、シャームラ・セイード (Sharmila Seyyid) という、2012 年に BBC の取材を受けた際に売春の合法化を是認して以来、インドに亡命中であったイスラム教徒著述家に対する嫌がらせの継続に関する報告について、捜査を実施するよう当局に強く求める請願書に署名した。サンデー・タイムズ (Sunday Times) 紙は、セイードが殴打された挙句に死亡したとする嘘の遺体写真がフェイスブックに掲載された後、請願の詳細を報じた。セイードはイスラム教徒が支配的な東部州で暮らした後、イスラム教の考えと「矛盾」するとして彼女の見解に反対した複数の自ら名乗った地元宗教団体から繰り返し脅迫を受けたため、亡命した。政府は亡命した複数のジャーナリストにも帰国を促した。

報道の自由：憲法では言論と報道の自由を規定している。独立系メディアは概して活動的で、制限を受けずに多様な見解を表明した。

暴力と嫌がらせ：ジャーナリストが嫌がらせを受けたという事件が数件発生した。(2015 年) 4 月、警察は、主導的なシンハラ系民営全国テレビ局であるヒル (Hiru) TV に属する、或るレテレビ・ジャーナリストを逮捕した。報告によると、制服及び私服の警察官が、このジャ

ジャーナリストが暮らしていたホステルに押し入り、強制的に彼を退去させ、彼は前夜に或る女性の金の鎖を強奪した容疑で拘留されるところであると主張した。2週間前、誘拐されたジャーナリストは同僚2名と共に、私服警官と思しき2名の男性から脅迫されたという訴状を、地元警察署に提出していた。問題とされた警察官は、申し立てによると、水汚染に関する(2015年)4月7日の抗議活動を報じたこれら3名のジャーナリストをナイフで襲撃しようとした。申し立てによると、警察は主任ジャーナリスト、プラテーパン・タンビトゥライ(Pratheepan Thambithurai)に電話を掛け、訴状を強制的に取り下げさせようと何度も試みたが、失敗に終わった。

検閲又は内容の制限：政府は政府の措置に批判的な内容を報じたメディアを検閲しようとはしなかった。一部のメディア関係者は、特に最初の3か月間、自己検閲を実践したが、それはシリセナ政権の下で自由化が進んだ公共情報環境に適応する過程での行動であった。

報道によると、(2015年)7月2日、大統領は自身の選出直後に解散していたスリランカ報道評議会(Sri Lankan Press Council)へ、新たなメンバーを任命するという、自らの決定を発表した。報道の自由を求める地元団体はこの動きを、評議会再建の前に利害関係者と協議するように大統領に要求している1973年報道評議会法に反する動きであると捉えた。この法律の下、報道機関は閣議決定のほか、国防事案や財務事案に関連する文書を、内閣の許可無く公表することを禁じられている。同法ではジャーナリストや出版者の投獄を含め、広範囲にわたる処罰権限も規定している。ジャーナリスト保護委員会(Committee to Protect Journalists)は、国内のメディア団体と一緒に、大統領の計画に対する反対を素早く表明した。

州レベルのジャーナリストは、否定的記事を避けさせる圧力を含め、地元当局者から日常的に嫌がらせを受けたという不満を訴えた。彼らは情報に対する権利に関する強固な法制が必要であると表明した。

多数の報道機関所有者が、最上位の政治指導者と繋がりを持っており、それに伴い、編集上の決定にも影響力を及ぼしている。とは言え、大部分の報道機関や記者が概して、露骨な制限を受けることなく自由にニュースを取り上げていた。

名誉毀損法：政治家は時々、ジャーナリストに対し、否定的記事を公表しないよう威嚇するために名誉毀損訴訟を使用、或いは訴訟を仄めかして脅した。

国家安全保障：1973年報道評議会法では罰金や長期間の懲役を含む懲罰的措置を課す権限を規定しており、また政府の内部通信、閣議決定、国家安全保障に影響を及ぼし得る軍事関連事案、そして人為的不足又は投機的価格上昇に繋がる可能性のある経済政策の詳細について

論ずる記事の公表を禁じている。(2015) 年中、この法律の下での訴訟提起はなかった。

インターネットの自由

政府は、猥褻と見なすウェブサイトを含め、インターネット・アクセスに限定的制限を課した。2011 年以降、地元ニュースを掲載するウェブサイトは、旧マスメディア・情報省 (Ministry of Mass Media and Information)、現在は改称された電気通信・デジタルインフラ省 (Telecommunication and Digital Infrastructure) を通じて政府に登録するよう要求されている。政府は旧政権からブロックされていた、特にタミル人離散に関連する多数のウェブサイトのブロックを解除した。国際電気通信連合 (International Telecommunications Union) の統計によると、2014 年の国民のインターネット利用率は約 26% であった。

学問の自由と文化的行事

大学当局者が教授及び学生による政府当局者批判を妨げたという申し立てが複数あった。一部の学識経験者が、脅迫環境が自己検閲に繋がったと指摘した。

(2015 年) 3 月、8 名の人々が、弁護士 1 名を含め、ボレッラ (Borella) の警察に拘留され、その理由は、通説によると、陸軍に関する中傷的なドキュメンタリーの制作を補助したことであった。この映画の制作者は、著名な人権活動家であった。(2015) 年末時点でこの事件は係争中で、罪状はまだ発表されていなかったが、一方で裁判所は中傷的内容とされたこの映画について、モラトゥワ (Moratuwa) 大学からの報告を待っていた。8 名は依然、海外渡航を禁じられたままであった。

b 平和的集会及び結社の自由

法律では集会及び結社の自由を規定しているが、政府は少数の事件でこれらの権利を制限した。

集会の自由

法律では集会の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。治安部隊がデモ参加を制限した、或いは当局がデモ開催許可を否認したという事例が多数あった。

(2015 年) 12 月 4 日、HRCSL は会計学高等国家ディプロマ (Higher National Diploma in Accountancy) の学生による抗議活動について、(2015 年) 10 月 29 日に警察が暴力的な抑止

を行ったという報告書を公表した。HRCSL は、学生の憲法上の基本的権利が侵害されたと結論付け、入院した女子学生 1 名に 25,000 ルピー (179 ドル)、負傷した男子学生 8 名に 15,000 ルピー (107 ドル) の賠償金を支払うよう勧告した。警察広報官及びルワン・グナセカラ (Ruwan Gunasekara) 警視補 (Assistant Superintendent of Police) 曰く、警察は同報告書の勧告の遵守について、賠償金の支払いを含め 3 か月間の猶予を与えられており、また警察幹部が「この事案について早急に討議し結果を公表する」意向であると付け加えた。一般市民は抗議活動の抑止について警察を批判し、政府はその後、最初の事件から数日のうちに、学生が平和的に抗議行進を行うことを許可した。ラニル・ウィクラマシンハ首相は襲撃を捜査するための委員会を創設し、国家警察委員会 (National Police Commission) はこの事件に関する別の捜査を開始したが、(2015) 年末時点でいずれもまだ報告書を公表していなかった。

(2015 年) 5 月、当局は 2009 年以来初の、北部州と東部州におけるいくつかの戦没者追悼集会を許可した。追悼集会は暴力なく行われたが、広範囲にわたり警察が監視した。主催者はイベントの前、途中、及び終了後に尋問を受けたと報告した。私服姿の政府治安要員がイベント、主催者及び参加者の写真やビデオを撮影している様子が見受けられた。しかし、集会の許可にいくつか例外があった。

(2015 年) 5 月、大統領は内戦終結を祝う「戦勝記念日 (Victory Day)」を「追悼記念日 (Remembrance Day)」に改称し、そして国家をシンハラ語とタミル語の両方で歌うことを許可した。

結社の自由

法律では結社の自由を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重しなかった。PTA の下での制限など、多少制限が存在した。

報告によると、警察及び諜報局の要員が、北部と東部を拠点とするタミル人国際説明責任機構行動委員会 (Tamil Action Committee for International Accountability Mechanism) というグループの署名運動を支援した主催者及びボランティアに嫌がらせを行った。タミル国民戦線 (Tamil National People's Front) 党首、ガジェンドラクマル・ポンナムバラム (Gajendrakumar Ponnambalam) が嫌がらせの被害者に含まれていた。署名運動を阻止し、主催者を脅迫しようとする同様の試みの報告が、東部州のトリンコマリー、北部のジャフナ県及び他の区域から寄せられた。

(2015 年) 11 月、政府は離散した 8 つのタミル人組織と、旧政権が作成したテロ行為監視リストに記載されていた個人 267 名に対する禁止令を解除した。市民社会はこのリストを、範

囲が過剰に広いとして批判した。指定されたテロリスト集団の数は 16 から 8 に減り、テロリストとして挙げられた個人は 424 名から 157 名に減った。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では全ての市民に「移動及び住居選択の自由」と「自国へ帰還する自由」を与えている。政府は時々、これらの権利を制限した。

政府は UNHCR 及び他の人道主義組織と協力して、IDP、帰還難民、無国籍者又は他の関心対象者への保護と支援の提供に取り組んだ。

国内移動：(2015 年) 1 月、大統領は、旧政権の国防省 (Ministry of Defense) が 2014 年 10 月に導入していた外国パスポート所持者に対する北部への移動禁止例を撤廃した。

(2015 年) 8 月 29 日、軍広報担当のジャヤナト・ジャヤウィーラ (Jayanath Jayaweera) 准将がメディアに報告したところによると、ジャフナ県に至る幹線道路 A9 号線に長年にわたり設置されていたバブニヤ県オマンタイ軍検問所が正式に閉鎖された。その検問所は戦時中、政府保有領地への進入を統制する重要な役割を果たしていた。(2015 年) 2 月に始まった、同検問所での治安措置緩和後も、大型車両の検問は普通に続いたが、乗用車の検問は断続的に行われる程度であった。治安部隊は同検問所が (2015 年) 8 月 20 日に閉鎖されるまで、全車両の登録を継続した。

ほとんどの軍事基地及び HSZ とその周辺で、アクセスが制限された。住民は、特に北部州で、これらの区域に該当する農地や漁獲水域への移動やアクセスの取得に苦勞した。

海外渡航：検察庁及び警察のテロ行為捜査部は、著名な人権活動家、ルキ・フェルナンド (Ruki Fernando) に対する公開捜査を続けた。この活動家は発言禁止命令を受けたままで、押収された彼の通信機器は (2015) 年末時点でまだ返却されていなかった。(2015 年) 6 月 30 日、15 か月間の移動制限が解除されたが、彼は (2015 年) 8 月 26 日まで自由に移動できなかった。

人権活動家、バレンドラ・ジェヤクマリ（第1節 e 項「政治犯及び政治的理由により勾留された者」参照）に対する海外渡航禁止例は、無期限で課せられていた。

亡命：政府は市民を国内の或る地域から別の地域へ追い出すことも、国外へ強制追放することなかった。政府は政府からの脅威に曝された市民が、刑事上又は民事上の違反で告訴されている場合を除き、自主亡命を通じて国を去ることを認めた。

国内避難民 (IDPs)

再定住・更生・ヒンドゥー教問題・刑務所改革省 (Ministry of Resettlement, Rehabilitation, Hindu Religious Affairs, and Prison Reforms) によると、(2015 年) 5 月時点で 44,934 名の市民が依然、IDP の状態であった。逆に、国際移民機関 (International Office of Migration) によると IDP は 90,000 名であった。大多数は北部及び東部のジャフナ県、キリノッチ県、プッタラム県及びトリンコマリー県に居住していた。全ての IDP が移動の自由を全面的に与えられた一方、大部分は出身地に戻るができず、その背景には未撤去の地雷、地元区域を HSZ 又は排他的経済区の一部として指定する制限、生活費を稼ぐ機会の欠如、基本的公共サービス（土地所有権を証明する文書の取得を含む）を利用できない状況、そして土地所有権争い及び他の戦争関連の破壊に関する政府による解決の欠如があった。これらの人々の生活は困難な状況が多く、また人道主義組織によると、国際水準に届いていなかった。結果として、人道支援機関代表者が、北部州と東部州の一部地域で限定的ではあるが本質的な支援を、IDP に提供した。

強制移転状態が長引く人々の中に、HSZ 又は排他的経済区によって強制移転させられた人々、ジャフナ区域内の福祉施設で暮らす人々、ホスト・ファミリーと一緒に暮らす人々及びその他、トリンコマリーの一時滞在キャンプで暮らす人々が、30,000 人近く居た。

難民の保護

庇護へのアクセス：法律では庇護又は難民地位の付与を規定しておらず、また政府は難民に保護を提供するための制度も設けていなかった。

無国籍者

UNHCR によると、スリランカには法律上又は事実上の無国籍者に当たる定住者は居ない。子どもは両親がスリランカ人であれば、出生が国内か海外かのいずれを問わず、市民権を与

えられる。

2003年インド出身者市民権授与法（Grant of Citizenship to Persons of Indian Origin Act）では、以前無国籍者であった人々、特にヒル・カントリーのタミル人の国籍を認定した。政府は2009年、インドのタミル・ナドゥ（Tamil Nadu）の難民キャンプで他のタミル族スリランカ人と一緒に暮らすヒル・カントリーのタミル人に市民権を付与する法律を可決したが、該当者の発見及び登録、そして市民権の付与は進捗が遅かった。UNHCR は、インド出身の無国籍タミル人の大多数が居住するプランテーション区域内の3県で行われた、出生及び市民権の文書化に関する移動キャンペーンを支援した。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙を通じて政権を選ぶ能力を与え、市民はその権利を行使した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：（2015年）1月8日に大統領選挙が行われ、（2015年）1月9日にシリセナ大統領就任が宣誓された。この選挙を、国内及び国際的な多様な監視団が観察した。投票率は81%に達し、英連邦選挙監視団（Commonwealth Observer Group）の報告によると、有権者は選挙権を自由に行使することができ、得票計算は透明性があり、結果は迅速に公表された。観測筋の指摘によると、国の資源が選挙運動で幅広く乱用され、これは旧政権寄りに偏った国営メディアや、反対派候補者に対する投票所へのアクセス拒否と整合的であった。

（2015年）8月17日、スリランカは国会議員選挙を行った。この選挙を国内、地域及び国際的な多様な監視団が観察し、公正かつ自由な形で実施され、暴力の報告がほとんどなかったとの意見で一致した。（2015年）8月19日、EU選挙監視団が予備的所見を公表し、この選挙について「適切に管理され、有権者には広範囲にわたる政治的選択肢からの真正な選択権が与えられたが、選挙運動ルールが制限的であった」と評した。同監視団によると、集会及び移動の自由が尊重され、また選挙運動ルールは例えば候補者による戸別訪問、本人の直接の遊説、或いはリーフレット配布を許可しないなど、制限的であったものの、政党の活動家や候補者は選挙運動を熱心に行った。

タミル国民連合党首、R・サンパンタン（R. Sampanthan）が新たな議会で野党側指導者に氏名され、タミル人政治家がその地位に就いたのは32年ぶりであった。

政党及び政治的な参加：政党及び個々の候補者が選挙プロセスに参加する能力に対して、不当な制限はなかった。(2015 年) 8 月、政府は議会選挙を呼び掛ける前に、選挙改革に対処する第 20 次憲法改正を試みたが、成立しなかった。この改正を巡る討論の中で、民族ベースの少数派政党は、改正が可決すると、得票数が最も多い個人候補者に従って任意の選挙区での議席を割り当てる「選好的投票」が低減又は排除されることから、彼らにとっては不利になると不満を訴えた。彼らは主流政党ほど資源を多く利用できることが、彼らにとっては不正な形で不利な立場に置かれることになる不満を訴えた。

女性及びマイノリティーの参加：女性又はマイノリティーが男性又は多数派の市民と同じ条件で政治的生活に参加することを妨げる法律はない。女性の参加に対する文化的及び社会的な障壁の例として、財務上の制約や、時には地元政党の暴力的性質も挙げられる。女性又はマイノリティー向けに設定される政党地位の数又は割合に関する規定又は配分はなかった。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者による汚職の刑事罰を規定し、政府は法律を効果的に実施し始めたが、技術的な専門知識や資源不足によって制約される状況が続いていた。様々な政府出先機関に所属する当局者は、精査水準が高まった状況下にも関わらず、汚職慣行に関与した。

詐欺及び汚職に関する大統領直属委員会 (Presidential Commission on Fraud and Corruption) は、元大統領及びその家族が関係した例も含め、汚職に関する 900 件余りの報告を調査した。政府物資調達委員会 (National Procurement Commission) は政府物資調達方針を、収賄や窃盗の機会を排除する方向で見直した。また別途、新設の金融犯罪捜査部 (Financial Crimes Investigative Division) が重大な複数の詐欺事例を捜査した。

汚職：政府の汚職に関する報告が膨大に寄せられ、大部分は旧ラージャパクサ政権の構成員が以前に犯した行為に関係していた。贈収賄／汚職捜査委員会調査 (Commission to Investigate Allegations of Bribery or Corruption) (別名「贈収賄調査委員会 (Bribery Commission)」) は前年よりさらに積極的に、申し立ての調査や、汚職で告発された人々に対する法的措置に取り組んだ。しかし、贈収賄調査委員会は汚職捜査を開始する権限がなく、正式な申し立てを受けてから汚職報告を捜査しなければならない。一般市民は、内部告発者の保護が不十分であることから、訴状の提出を渋ることが多かった。

(2015 年) 4 月 22 日、警察はバシル・ラージャパクサ (Basil Rajapaksa) 元経済開発大臣と他に 3 名の当局者を逮捕した。彼らはディビ・ネグマ (Divi Neguma) 開発プログラム、即ち旧政権における貧困撲滅・社会福祉担当部門に関連する不正会計疑惑で告発された。この 4

名は保釈された。不正会計疑惑に関する捜査は、(2015) 年末時点でまだ続いていた。

浮遊式武器庫を運用し、海賊に対する保護を提供する、ラクナ・アラクシャカ・ランカ社 (Rakna Arakshaka Lanka Ltd.) との合弁企業、アバン・ギャルド・マリタイム・サービズ社 (Avant Garde Maritime Services Ltd.) の事件は、(2015) 年末時点で引き続き捜査中であった。ゴタバヤ・ラージャパクサ (Gotabaya Rajapaksa) 元国防大臣が、この合弁企業の違法運営に加担していた。(2015 年) 1 月の大統領選挙の数日後、この合弁企業に関連する武器隠匿場所が、コロンボで見つかった。この隠匿場所は、申し立てによると武器の密輸入、国際テロ組織との取引及び他の違法事業を通じた国内法及び国際法違反に加え、無認可の武器も含まれていた。ラージャパクサ及びアバン・ギャルド社のニッサンカ・セナティパティ (Nissanka Senathipathi) 会長の両者のパスポートが、一時的に没収された。司法長官はその後、裁判所へ、捜査の刑事上の要素を追求するには証拠不十分であると報告したが、マネー・ロンダリングの罪状に関する捜査の継続を贈収賄調査委員会に勧告した。

(2015 年) 11 月 4 日、ウィジェヤダサ・ラージャパクシェ (Wijeyadasa Rajapakshe) 司法大臣は議会へ、元国防長官の逮捕を阻止するための介入を行ったと告げた。(2015 年) 11 月 9 日、ティラク・マラパマ (Tilak Marapana) 治安・刑務所改革担当大臣は、大臣に任命される前に法務サービスを提供する相手先であったアバン・ギャルド社を擁護する発言を議会で行ったことで批判された後、辞任に追い込まれた。ランジャン・ラマナイケ (Ranjan Ramanayake) 社会的授権・福祉担当副大臣は議会へ、複数の政府関係者が事件の隠蔽を目的に賄賂を受け取っていたことを伝えた。(2015 年) 11 月 11 日、特別閣議を経て、大統領は政府とアバン・ギャルド・マリタイム・サービズ社との間で締結された全ての合意を取り消す指令を、即時発効の形で発布し、これらの合意の処理を海軍に移管した。

資産公開：法律により、一般市民は、選挙で選ばれた公職者の資産及び負債に関連する記録を、手数料を支払えば閲覧することができる。法律では、国会、地方自治体、州及び大統領の選挙の立候補者全員に対し、保有資産及び負債を議会議長に申告するよう要求している。この法律を遵守させるためのフォローアップは何も行われていなかった。一部の国会議員立候補者が、財務報告書を公表することを選択した。

情報の一般公開：政府情報の一般公開を規定する法律はない。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な多数の人権団体が、人権関連事件を調査し、所見を公表した。(2015 年) 1

月 20 日、政府は NGO 事務局の統制権を国防省から政策立案・経済・児童・青年・文化省（Ministry of Policy Planning, Economic Affairs, Child, Youth, and Cultural Affairs）（現在は国家政策・経済省（Ministry of National Policies and Economic Affairs）に改称）へと移した。（2015 年）8 月の議会選挙後、NGO 事務局は国民対話省へ移管された。

政府及び政府支持者に属する一部の人々が依然、特定の争点、特に人権に関する活動を行う国内及び国際的な NGO を敵視していた。これらの当局者は、国際的財源から資金提供を受けている複数の地元 NGO を批判した。ガバナンス、透明性及び人権などの争点に関して政府に批判的な組織が、重点的に監視された。とは言え、政府はヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）の専務理事が（2015 年）10 月にスリランカへ帰還することを許可した。同理事は 2008 年以降、スリランカ入国を禁じられていた。

国連又は他の国際機関：（2015 年）10 月 1 日、UNHRC はスリランカについて、他にも争点が多い中で特に、「法の支配を維持するために説明責任が不可欠であるというスリランカ政府の認識」を歓迎する合意決議を採択し、そして「信用性のある司法プロセスには司法機関及び検察機構の独立が含まれるべきである」ことを確認した。スリランカ及び他の 26 か国の政府がこの決議を共同提案した。この決議では、政治的権限の移譲、過去に対処するための、全範囲に及ぶ司法上及び非司法上の措置を組み入れた包括的アプローチ、移行期司法機構の創出における幅広い協議、証人／被害者保護法の再検討、PTA の廃止、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准、強制的失踪の刑事罰化、一時的救済措置としての行方不明者家族への不在証明書発行、そして土地返還の継続、これらの必要性を強調した。同決議ではさらに、司法機構において、特別弁護人事務所、英連邦及び他の外国の裁判官、被告側弁護士、そして権限を付与された検察官及び捜査官が参加することの重要性も確認した。また国連人権高等弁務官に対し、政府に技術支援を提供するよう依頼した。同決議では口頭での報告を 2016 年 6 月に、書面での報告を 2017 年 3 月に行うよう、OHCHR に付託している。

OISL 報告書では、その所見の多くが、司法裁判所の場で立証されれば、状況にもよるが、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に該当し得ると結論付けた（OISL 報告書について詳しくは第 1 節の a 項、b 項、c 項及び第 6 節を参照のこと）。

政府は、「真実、正義、賠償、再発防止保証に関する国連特別報告者」（UN Special Rapporteur on the Promotion of Truth, Justice, Reparation, and Guarantees on Nonrecurrence）、パブロ・デ・グレイフ（Pablo de Greiff）を招きに、（2015 年）3 月にスリランカを訪問してもらった。デ・グレイフは、旧政権が重大な犯罪や残虐行為の捜査に際し、無能な調査委員会を過剰に使用したと認めた。彼は人権の概念及び過去の違反の包括的是正、移行期司法イニシアティブの

設計及び実施における協議と参加の重要性、そして行方不明者、嫌がらせ、暴力、勾留、土地問題への対処及び審理社会的支援の提供に向けた速やかな措置の必要性に焦点を当てた、国家政策が必要であるとの意見を述べた。

旧政権と対照的に、現政権は、政治問題担当事務次長、政治問題担当副事務局長、「強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会」を含む様々な上級レベルの国連職員、そして人権及び移行期司法の専門家を含む様々な国連機関からの技術職員による訪問を許可した。

政府の人権団体：HRCSL は、人権侵害を調査する管轄権を有する。或る申し立てが立証された後、HRCSL は被害者への財務的補償の勧告、懲罰措置のための事件の付託、或いは司法長官への訴追要請、又は両方の措置を、大統領の承認を得た上で行うことができる。政府が HRCSL の命令に従わない場合、両当事者へ説明を要求する召喚状が送付され得る。諸当事者が不遵守を続ける場合、HRCSL は事件を高等裁判所へ不服重罪として報告することができ、これは懲役又は罰金による処罰対象となる犯罪である。制定法により、HRCSL は幅広い権限と資源を有し、また如何なる司法裁判所でも証人と呼ばれ得ない、又は公務関連事案について告訴され得ない。HRCSL は職員不足に悩まされ、上級幹部によると、(2015) 年末時点で 15 名の事件担当官が係争中の事件を約 5,000 件抱えていた。(2015 年) 11 月 5 日、ペラデニヤ (Peradeniya) 大学法学部のディーピカ・ウダガマ (Deepika Udagama) 学部長が HRCSL の議長に任命された。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

法律では人種、性別、ジェンダー、障害、言語又は社会的地位に基づく差別を禁じており、政府は概してこれらの権利を実際に尊重した。憲法にはさらに、宗教、カースト、政見及び出身地に関する差別を禁ずる規定もある。しかし、ジェンダー、宗教、障害及び民族に基づく差別が発生した事例が複数あった。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では強姦及びドメスティック・バイオレンスを禁じているが、法律の執行は一貫性を欠いた。性的暴行、強姦及び配偶者虐待が依然、社会問題として蔓延していた。法律では具体的に性的暴行及び搾取を取り上げ、強姦事件においては公平な証明負担及び厳罰を規定している。法律では配偶者強姦について、法律上離散した配偶者の場合に限り、犯罪に当たるとしている。強姦訴訟が完了するまでの平均所要期間は 6 年～12 年間であった。

性的暴行及びドメスティック・バイオレンスの発生率の推定に際し、(2015 年) 6 月、ロージー・セネナヤケ (Rosy Senenayake) 元女性・児童問題担当大臣は、「スリランカでは女性が 90 分おきに強姦され、300,000 万件もの事件のうち、犯人が再勾留されているのはわずか 600 件である」と述べた。そうした事件で犯人が実際に処罰されるのは、わずか 2%である。また、多数の強姦事件や性的暴行事件が世間の注目を浴び、全国的に話題となり、激しい討論の火付け役となった。

(2015 年) 3 月に或る例示的事件が発生し、キリノッチ県出身の 16 歳の少女が、申し立てによると 3 人の男から輪姦された後、負傷が原因で死亡した。事件後、人権活動家は、警察が少女の祖母に死因は脳障害であったと言明するよう繰り返し圧力を掛けようとしたと報告した。処女の遺体は (2015 年) 4 月に掘り起こされ、死後捜査のためコロomboの司法医務官へ送られた。(2015 年) 年末時点で、医務官からの報告はまだ公表されていなかった。

軍隊要員、警察官、陸軍脱走兵、或いは民兵組織構成員が犯人であったとされる、女性に対する性的暴行に関する信用性のある報告が、多数あった。しかし多数の女性が、報復を恐れるあまり、訴状を公式に届け出なかった。

多数の女性団体が、強姦との闘いを進歩させるには、警察と司法機関がもっと敏感になる必要があるとの考えであった。警察の女性・児童虐待防止局 (Bureau for the Prevention of Abuse of Women and Children) は学校での意識高揚プログラムを実施し、また草の根レベルで、訴状の提出を女性に奨励した。警察は警察署内での女性担当課の創設を続けた。

強姦やドメスティック・バイオレンスの被害者を支援するためのサービス、例えば危機管理センター、法的支援及びカウンセリングなどは概して乏しく、原因は資金不足にあった。サービス提供者と被害者との間での言葉の壁も報告された。ドメスティック・バイオレンス被害者向けに政府が創設した避難所が 1 箇所あった。保健省 (Ministry of Health) は複数の NGO と協力して、法的サービスや心理社会的サービスを紹介する前に性的暴行関連の負傷への配慮が必要な人々に医療支援を提供するための、病院ベースの施設を維持した。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは刑事犯罪であり、最も重い量刑は懲役 5 年である。一部の観測筋が、セクシャル・ハラスメントが蔓延していると認めた。脆弱な女性が金銭目的及び他の種類の支援又は補償のために性行為を行うという、「サバイバル・セックス」が、特に治安部隊要員を相手として、発生しているという報告が相次いだ。或る報告での指摘によると、北部で複数の治安部隊要員が或る女性に声を掛け、定期的なセックスに応じてくれれば、報酬を支払うと告げた。断ると力づくで強姦されることになるため、彼女は前者を選んだ。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する

差別：法律では公共部門における均等雇用機会を規定している。民法と刑法の下、女性も平等な権利を有する。家族法に関連する、離婚、子どもの親権及び相続を含む、様々な問題の裁定は、個々の民族集団又は宗教集団の慣習法に応じて変動し、その結果、差別に繋がっていた。

子ども

出生登録：子どもは両親から市民権を得る。当局は概して出生を即座に登録し、登録を怠ると教育など一部の公共サービスを拒否される結果となる。

児童虐待：法律により、児童虐待の定義には、児童に対する性的暴力、児童人身売買及び児童に対する残虐行為のあらゆる行為が含まれる。法律では搾取的労働又は違法活動での児童の使用、或いは何らかの形で義務教育規制に反する児童の使用も禁じている。法律では児童虐待の定義に、戦争に児童を巻き込むことを含めている。女性・児童虐待防止局は、児童及び女性に対する犯罪に関する調査を実施した。児童に対する性的暴行の罰則は、5年～20年の懲役及び特に指定のない罰金である。

複数の NGO が児童の搾取の原因について、不十分な法制ではなくむしろ、児童虐待関連法の執行不足にあるとした。国家児童保護庁（National Child Protection Authority）（NCPA）によると、警察への通報よりも実際の状況はひどかった。

教師、校長及び宗教指導者による性的児童虐待のほか、政府当局者が容疑者とされた児童強姦事件も多数、報告された。全セイロン教職員組合（All Ceylon Teachers' Union）のジョセフ・スターリン（Joseph Stalin）書記官によると、学校の管理者は性的虐待事件を隠匿することを選好し、その背景には不祥事が学校の評判を傷付けるかもしれないという不安があった。教師及び他の政府当局者に対する申し立ては多くの場合、捜査に繋がり、さらには本人の異動又は解任に繋がったが、分析者の指摘によると、そうした犯罪や申し立て手続に対する一般市民の意識が高まってきたにも関わらず、事件の大多数が報告されなかった。

OISL は、長年にわたる LTTE による武力衝突での広範囲に及ぶ、特に衝突の最後の数か月間に激化した、児童の徴兵や使用について、15歳未満の児童が絡む報告の増加を含め、文書化

した。また OISL は、2004 年に LTTE から分離した後の TMVP／カルナ（Karuna）民兵組織による児童徴兵に関する情報も収集した。OISL の所見を基に、カルナの組織は支配下地域で児童を徴兵していたことを、政府治安部隊が知っていた可能性があると考えに足る根拠が十分にあった。OISL ではさらに、児童徴兵を幅広く疑われる人々を含め、張本人の訴追を政府が怠り、その一部は後に公職に任命された、と指摘した。

早期結婚及び強制結婚：法定最低結婚年齢は男女共に 18 歳であるが、女子は親が同意すれば 16 で結婚することができる。2006-07 年「人口統計・健康調査 (Demographic Health Survey)」によると、20 歳～24 歳の女性の 11%が 18 歳になる前に結婚した、或いは性的結合を経験したと報告した。女性・児童問題省（Ministry of Women and Children's Affairs）は多数の県において、早期結婚が原因と考えられる複雑な問題に関して、村レベルで一般市民を教育するためのプログラムを実施した。「スリランカにおける児童結婚に関して新たに浮上した懸念及び事例研究 (Emerging Concerns and Case Studies on Child Marriage in Sri Lanka)」と題した 2013 年の研究において、国連児童基金（UN Children's Fund）は、特に若い少女について、とりわけ比較的貧しい、戦争の影響を受けたコミュニティにおける、早期結婚の傾向に起因する人権上の関心事のリストの増大を文書化した。

児童の性的搾取：政府は、児童の性的搾取の罪を犯した人々に裁きを受けさせるための、国際協力の向上を唱導した。法律では、18 歳未満と定義される児童に対する性的侵害、特に児童ポルノ、児童売春及び児童人身売買を禁じている。しかし、政府は特定種類の違反について、透明性のある記録を維持しなかった。ポルノグラフィー及び売春に関連する違反で有罪判決を受けた場合の刑罰は、2 年～5 年の懲役である。刑法では、児童の性的搾取及び性的人身売買を取り上げ、刑罰を最長 20 年の懲役と規定している。

18 歳未満の児童は売春に幅広く関与していたわけではない。しかし、児童売春ツアーが問題で、そうしたツアー客の大部分が欧州連合諸国から来ていた。政府の観光客警察及び NCPA は、全島規模での、児童、旅行ガイド、そして旅行者の目的地に近い沿岸コミュニティに焦点を当てた意識高揚プログラムを実施した。保護観察・児童保育サービス局（Department of Probation and Child Care Services）は、虐待や性的搾取の被害者となった児童に保護を提供し、また避難所を提供する複数の地元 NGO と協力した。NCPA は南部沿岸地域で売春ツアーの実行犯と被害者を特定すべく、おとり捜査を実施した。予防的措置として、NCPA は学校向けの意識高揚プログラムも用意した。

故郷を追われた児童：IDP 福祉施設や収容所に居る児童は、これらの区域の成人の IDP や帰還者と同様の困難な状況に曝された。劣悪な状況にあり、基本的補給品すら不足している学校施設が多数あった。これらの区域では医療が限定的であったが、改善は続いていた。

国際的な子の奪取: スリランカは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。遵守状況について詳しくは、米国国務省の報告書 (travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html) を、また国別情報については以下を参照のこと: travel.state.gov/content/childabduction/en/country/srilanka.html。

反ユダヤ政策

ユダヤ人住民は依然、非常に少ない状況で、国内に多少、反ユダヤ的感情が存在した。例えば、(2015 年) 10 月 19 日、米国ユダヤ人協会 (American Jewish Committee) がスリランカを 2 日間訪問した際、スリランカ人・ユダヤ人友好協会 (Sri-Lankan-Jewish Friendship Association) を立ち上げた。(2015 年) 11 月 6 日、同協会の創設が、マルダナ (Mardana) で複数のイスラム教徒組織が集まって同教会の結成に抗議する事態に繋がった。抗議者は、同協会の創設において政府閣僚、特にハーシャ・デ・シルバ (Harsha de Silva) 外務副大臣が果たした役割に異議を唱えた。

イスラエル国がパレスチナ人に対して働いたとされる残虐行為を引き合いに、彼らは同協会の創設に向けて成立した如何なる合意も無効にするよう要求した。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。
www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する、雇用、教育、空輸及び他の公共輸送、及び医療へのアクセスにおける差別を禁じている。しかし実際には雇用、教育、そして公共を含む国のサービス提供における差別が発生した。当局は概して、障害を持つ児童が普通の学校に通うことを許可したが、障害者に対する社会的汚名を背景に、障害を持つ児童の親が多数、子どもを学校に行かせないことを選んだ。アクセス可能性に関する規制は制定されていたが、障害者による建物や公共輸送へのアクセスへの適応はほとんど為されていなかった。政府は市民の様々な事柄への障害者の参加を支援した。

障害者は否定的態度や社会的差別を背景に、様々な困難に直面した。一部の農村地域で、身

体障害や精神障害は伝染性であると多数の住民が信じている結果、障害者が長期間孤立し、中には自宅から滅多に出ない、或いは全く出ない人も居るという状況に繋がった。

国籍／人種／少数民族

地元及びインド出身、両方のタミル人が、大学教育、政府雇用及びその他、政府統制事項において長年にわたり、体系的な差別に苦しんでいると主張した。タミル人の主張によると、政府は国内のどの単一の地理的地域においても、タミル語を話す人々による多数派の地位の要求を軽減すべく、北部と東部へのシンハラ人の移住を、意図的に支援した。タミル人は国中で、しかし特に北部と東部で、治安部隊が日常的にタミル人コミュニティの人々、特に青年及び中年の男性を監視したり、嫌がらせを行ったりしていると報告した。

インド出身のタミル人は「ヒル・カントリー（Hill Country）」又は「アップ・カントリー（Up Country）」とも呼ばれ、スリランカの人口の 4.2%を占める。その多くは 19 世紀と 20 世紀にコーヒー、茶、ゴムのプランテーションで働くためにスリランカへ連れて来られた、インド出身のタミル人が先祖である。このコミュニティで居住人口が最も多いのは、中部（Central）州、ウバ（Uva）州及びサバラガムワ（Sabaragamuwa）州の 3 州である。経済面で言えば彼らの社会経済的状況は全国平均より低いことから、彼らは党首 G・トンダマン（G. Thondaman）が率いるセイロン労働者会議（Ceylon Worker's Congress）を強力に支持している。（2015 年）の議会選挙後に大統領から任命されたマノ・ガネサン（Mano Ganesan）国民対話担当大臣が、このコミュニティの出身である。

政府は、こうしたニーズに対処すべく、多様な省庁や大統領任命機関を考案した。主な担当機関は再定住・更生・ヒンドゥー教問題・刑務所改革省で、同省は、政府から返還された元没収地での、前述のコミュニティ出身の IDP の再定住（第 2 節 d 項「国内避難民」参照）と、逮捕され、政府が後援する更生キャンプへの参加を命じられた少数の人々の再融合を、積極的に追求した。同省は土地返還（第 1 節 e 項「財産回復」参照）を大幅に進めたと共に、更生措置対象者を減らした。

政府はタミル人コミュニティからの苦情に対処すべく、多数の信頼構築措置を実施した。政府は北部州と東部州の軍政府長官を元外交官と交替させた。約 150 万人のインド出身タミル人が劣悪な条件下で働き、茶プランテーションでの労働が圧倒的に多かった。

大統領から任命された国家統一・和解局は、和解に向けた政府の取り組みの調整を担当した。同局の 4 つの主要重点領域は、包含的社会の構築に向けた社会的融合の促進、全ての市民の言語権の確保、政府が提唱する真実・正義・和解・再発防止委員会を通じた戦争被害コミュ

ニティ内での治癒プロセスの支援、そして戦争被害地域向けの協調的開発計画の提供であった。

イスラム教徒コミュニティはスリランカで 3 番目に大きい民族／宗教集団であり、人口の 9.7%を占める。彼らは東部州で多数派コミュニティを構成し、人口の 37.1%を占めると同時に、北西部と南部でも広域的に代表者を出している。二か国語を話す能力があるにも関わらず、イスラム教徒はスリランカの多数の民族／宗教コミュニティ全ての中で最も同化水準が低いと捉えられていた。また、衣服、食料及び生活様式における文化的習慣が独特であることから、頻繁に、特にシンハラ人による批判の標的にされた。

先住民族

ヴェッダ族 (Vedda) として知られるスリランカ先住民族は、いくつかの推定によると、人口 1,000 人にも満たない。一部の非飛び地は伝統的な生活様式を維持することを好み、法律は名目上、彼らを保護した。政治生活又は経済生活への参加に対する法的制限はないが、法的文書の欠如が多数の人々にとって問題であった。ヴェッダ族コミュニティは、森林保護区の創設が自分達を土地から追い出し、伝統的生計手段を奪った、という不満を訴えた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

Three legal statutes constitute the architecture for discrimination against the レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の人々に対する差別に関する法的構造要素は 3 つあり、即ち「自然の理法に反する」行為を刑事罰の対象とする刑法第 365 条(A)項、「成りすましによる不正行為」に関する刑法第 399 条、及び路上生活者取締条例 (Vagrancy Ordinance) である。第 365 条(A)項は、法律上の明確な定義を欠くものの、同性同士の性的活動を私的か公衆の面前かを問わず行って有罪判決を受けた者を、懲役 10 年に処するとしている。

LGBTI の人々に警察が嫌がらせ、暴行を働き、金銭又は性的関係を強要したという報告が複数あった。

国連人権当局者の指摘によると、警察は路上生活者取締条例を使用して、トランスジェンダーの人々を、売春婦であるとの容疑で標的にし、嫌がらせを行った。警察は第 399 条を使用して、ジェンダーが一致しない形で自己表現する人々に対し、「成りすまし」を根拠に嫌がらせを行った。一方、これらの制定法の下での刑事訴追は減多になかった。人権団体の報告によると、LGBTI コミュニティの人々を積極的に逮捕及び訴追するわけではない一方で、警察

は LGBTI の人々に嫌がらせを行い、金銭又は性的関係を強要して刑事責任を逃れ、またコロナ及び他の区域でゲイの男性やレズビアンの人々に暴行を加えた。

LGBTI の人々に対する差別は依然として問題であった。複数の報告によると、性別適合手術を受けた人々は政府発行の身分証明書を、性別変更を反映する形で修正する際に困難に見舞われ、雇用や住宅の獲得能力が損なわれた。或るトランスジェンダーの人が、自分のコミュニティに属する人々は完全な性別適合手術を受けないと政府発行の身分証明書を新規申請できない、と指摘した。さらに、身分証明書取得プロセスは単なる手続ではなく、裁判所の命令と裁判官による裁定を必要とした。売春婦権利研究センター (Centre for Sex Workers' Rights) は、公立学校が時々、売春婦の子どもの入学を拒否することがあると主張したが、関係する学校又は影響を受けた児童の数の推定は提示しなかった。LGBTI の権利推進に取り組む、或る市民社会団体が、治安部隊や諜報部隊から徹底的に監視されたと報告した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 予防サービスを提供する人々又は HIV/AIDS を拡散させる可能性のある高リスク集団に対する当局の差別はなかったが、これらの集団に対する社会的差別の報告が複数あった。

他の社会的暴力又は差別

イスラム教徒事務局 (Secretariat for Muslims) の報告によると、(2015 年) 5 月初旬にかけて、イスラム教徒コミュニティに向けられた憎悪の個別事件が合計 37 件あった。仏教徒軍 (Buddhist Power Force) (別名ボドゥ・バラ・セナ (Bodhu Bala Sena) 又は BBS) は政権交代の結果、活動と影響力の双方が減退した一方、報告された事件のうち約 13 件に加担した。これらの事件を分類すると、ヘイトスピーチ (3 件)、イスラム教徒所有財産に対する非武装攻撃又はイスラム教徒所有地を私物化しようとする試み (5 件)、イスラム教徒の文化的象徴又は衣装を禁止しようとする試み (4 件)、イスラム教徒をテロリスト扱いし分離主義を非難する仏教徒民族主義者のプロパガンダ (17 件)、シンハラ人仏教徒の記事の挑発的揭示 (3 件)、そして雇用差別の訴え (2 件) であった。

政府の改革アジェンダには、犯罪活動に加担した当局者又は宗教上の理由による暴力の扇動を首謀した当局者の捜査及び訴追に向けた、新たな誓約が盛り込まれた。例えば、(2015 年) 10 月、BBS のガラゴダトテ・グナナサラ・テロ (Galagodaththe Gnanasara Thero) 幹事長の逮捕命令を裁判所が出したが、当人が以前の召喚状に応じなかったことが理由であった。グナナサラ及び他の 6 名に対する、2014 年 4 月に起こった、コーランの侮辱やジャティカ・バラ・セナ (Jathika Bala Sena) が開いた記者会見の強制的妨害を含む、2 件の事件に係争中であっ

た。ジャティカ・バラ・セナは、コミュニティ間の調和を唱導する尊者（Venerable）ワタレカ・ビジタ・テロ（Watareka Vijitha Thero）が率いる、自由主義の修道僧集団である。BBS 指導者は、逮捕を避けるため、召喚状に応じて裁判所に出廷した。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では、労働者が組合を結成し、各自の選択で加入する権利を規定しているが、軍隊隊員、警察官、司法行政官及び刑務官は例外である。非必須サービス産業の労働者は、公務員組合を除き、合法的団体交渉権を有する。労働・労働組合関係省（Ministry of Labor and Trade Union Relations）（労働省（Labor Ministry））は、全ての団体交渉協定を登録しなければならない。

公安条例緊急事態規制（Emergency Regulations of the Public Security Ordinance）の下、大統領は国家安全保障、コミュニティの生活、又は公共秩序の維持に「不可欠な」部門を宣言する、広範な裁量権を有する。2011 年、政府は緊急事態規制を廃止した。法律では非必須部門におけるストライキに対する報復を禁じている。労働者が 7 名集まれば、組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、見解を公表することができるが、組合は、雇用主が組合と交渉することが法律により義務付けられる以前に、任意の企業に勤務する労働者の 40% を占めなければならない。法律では公共部門の組合が連盟を結成すること、或いは政府の複数の出先機関又は部門からの労働者を代表することを認めていない。労働省は、組合が年次報告書の提出を 3 年間にわたり怠った場合、登録を抹消することができる。

法律では反組合的差別を禁じている。労働関連法は、他の部門又は非公式部門の労働者の自宅で雇用される家事労働者を取り上げていない。

法律では組合が干渉を受けずに活動を実施することを認めているが、政府は法律を不均一に執行し、また時々、ストライキを行う労働者に対する差し止め命令を提起することもある。

（2015）年中、警察は、或るコンテナ・トラック運行業者団体が開始したストライキに対する、差し止め命令を取得した。同協会は国有のスリランカ港湾庁（Sri Lanka Port Authority）による、新規トラック運行業者に免許を交付する動向に抗議していた。或る政府傘下の電話通信会社も、労働組合が開始したストライキに対する差し止め命令を取得した。反組合的差別禁止に違反すると、100,000 ルピー（714 ドル）の罰金を科せられる結果となり得る。法律では反組合的差別により雇用主が有罪と認められた場合、組合活動を理由に解雇された労働者を復帰させるよう要求しているが、代わりにそれら労働者を異なる場所に異動させることができる。これらの罰則は概して、違反を抑止するには不十分であった。監査及び是正のた

めの資源も不十分であった。反組合的差別を含め、不公正労働慣行の訴訟を追求できる法的資格を有するのは、労働省のみである。労働省は組合登録手続の改善に取り組んだが、行政上の遅延が相変わらずであった。結社の自由を改善すべく、政府は最大規模の輸出加工区のうち4つに労働組合推進センターを設置したが、(2015)年末時点でこれらは依然、あまり活用されていなかった。

1999年以降、労働争議法（Industrial Disputes Act）の下で不公正な労働慣行を理由に、労働省が企業に対して提起した訴訟は、わずか9件であった。(2015年)9月30日時点で、裁判所は2件の事件を終結し、他の7件の審理は継続中であった。裁判所は(2015)年中、他の事件を全く追加しなかった。労働者の権利に対する違反の申し立てについて政府が日常的に無為であることを引き合いに、一部の組合が原告適格を強く要求した一方、比較的小規模な組合は訴訟提起の費用を引き合いに、その能力を望まなかった。労働者は数件の労働違反を、賃金委員会法（Wages Board Act）又は被雇用者共済法（Employees Provident Fund Act）など、他の様々な法律の下で裁判所に提起し、複数の雇用主の捜査に繋がった。司法手続は長期間にわたり遅延しがちであった。労働争議法は公共部門に適用されず、また公共部門の組合向けの正式な紛争解決機構はなかった。

結社の自由と団体交渉権は概して尊重されていたが、必ずしもそうとは限らなかった。組合は大手民間企業の労働者を代表したが、小規模農業又は小企業の労働者は通常、組合に加入しなかった。民間の工場や輸出加工区の労働者は、組織化を困難と認めた。組合の活動家や役員は依然、嫌がらせ、脅迫及び他の報復的慣行を受けていた。雇用主は組合員を恣意的に異動させたり、不公正に解雇したりした。

プランテーションの賃金は、団体交渉協定の下で半年毎に交渉されるが、2014-15年の協定失効後の(2015年)4月に協議が行き詰まった際、茶プランテーション企業23者の労働者が、サボタージュ運動に乗り出した。(2015年)8月の議会選挙が近付いた頃、労働組合は行動を取り止めた。

公共部門ではほとんどの従業員が組合に所属した。(2015)年全体を通じて何度か、公立病院に所属する公共部門労働者が、ストライキを計画した。他に公共部門での大規模なストライキはなかったが、労働組合は政府所有の道路開発庁（Road Development Authority）に所属する労働者が業務打ち切りに反対して計画したストライキ1件を含め、孤立的抗議運動をいくつか計画した。公共部門の一部の組合は政治的に独立している一方、大型組合はほとんどが政党と連係し、政治プロセスにおいて顕著な役割を果たした。労働組合は(2015年)12月15日に中止となった全国規模のストライキを含め、政府の予算案を巡り、何度かストライキを仄めかして脅した。

組合の申し立てによると、雇用主は団体交渉を避ける目的で組合の認定を無期限に遅らせたり、組合結成に対する支援を減らしたり、或いは組合活動家を特定、解雇、時には暴行又は脅迫することが多かった。こうした懸念に対処すべく、労働省は 2011 年、労働局長に対し、異議申し立てがなければ登録申請後 30 就業日以内、又は異議申し立てがあった場合は 45 就業日以内、組合認定選考を保留するよう要求する回覧状を発行した。2012-13 年、労働局長はそうした選考を 3 回、保留した。(2015) 年中における選考回数に関する情報は不詳であった。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、違反を抑止するには罰則が不十分であった。政府は概して法律を執行したが、資源、監察、及び是正努力が不十分であった。労働省による監察は家事労働者には適用されなかった。複数の報告によると、移民労働者を詐欺的に募集した労働者派遣業者を政府が散発的に訴追し、また政府は月次会合を通じて省庁間調整を増進するという、過去の取り組みを持続しているようであった。

一部の家庭で住み込み家事労働者として働く、14 歳～18 歳の児童及び女性は、強制労働に対して脆弱であった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

最低雇用年齢は 14 歳であるが、法律では、限定的な家庭農作業又は技術訓練であれば、両親又は保護者が 14 歳未満の児童を雇用することを認めている。法律では 18 歳未満の者が危険有害作業に従事することを禁じている。法律では労働時間を 14 歳と 15 歳の児童については 1 日 9 時間以内、16 歳と 17 歳については 1 日 10 時間以内に制限している。労働省は、2016 年までに最悪の形態の児童労働を撲滅するという計画の実施を、多少進歩させた。例えば、一部の州で提携団体向けに意識高揚プログラムを開催し続け、そして全国規模で児童労働を撲滅するという誓約の宣言の一環として、ラトナピュラ (Ratnapura) 県、ケーガッラ (Kegalle) 県及びアンパラ (Ampara) 県において、「児童労働フリーゾーン」を宣言した。労働省は、計画を全面的に実施するには資金が足りないと述べた。

国家児童保護庁は、児童保護の調整と監視を担当する中央官庁で、特異的に、あらゆる形態の児童虐待に関する法律の執行を付託されている。労働省は特異的に、児童労働及び危険有害な児童労働に関する法律の執行を付託されている。保護観察・児童保育サービス局と警察は、児童労働関連法の執行に責任を負う。政府はすべての法律を効果的に執行したわけではない。政府の資源、監察及び是正努力は不十分で、また罰則は違反を抑止するには不十分であった。

農業は、合法と非合法の両面で、児童労働者を最も多く雇う部門であった。児童は収穫期にプランテーション農業と非プランテーション農業の両方で働いた。農業に加え、児童は行商、家庭使用人として、また鉱業、建設、製造、輸送、そして漁業に従事した。戦争により故郷を追われた児童は特に、危険有害な労働での雇用に対して脆弱であった。

数千名もの、14歳～18歳の児童が、都市部の世帯で家事労働に雇用されていた。報告によると、雇用主は家事労働児童に身体的、性的及び感情的虐待を働き、また観測筋も、農村部の児童が都市部の世帯で借金の肩に取られていると報告した。児童雇用は、家庭農園、工芸、小規模商業施設、レストラン及び修理工場など、家族企業でも一般的であった。犯罪者は児童、特に男子を、沿岸区域での売春ツアーの一環として搾取していた（第6節「子ども」参照）。

以下の URL で公開されている米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

憲法には、遵守、宗教、言語、カースト、性別、政見、出身地、又はそうした根拠のいずれか1つに関する差別を禁ずる規定がある。これらは基本的権利とされ、最高裁判所で正当と認められる。しかし、そうした条件が、女性、児童、又は障害者の昇進について特別規定が法律によって定められることを阻止する要因にはならない。加えて、刑法では職場でのセクシャル・ハラスメントからの保護を規定しており、それは男女を問わず従業員に一律に適用され得る。障害者保護法 (Protection of Disabled Persons Law) では、障害を持つ労働者の職場での保護を取り上げている。

賃金委員会は、男性と女性の労働者の最低賃金を平等に定める。ホワイトカラー業種では、賃金は男女問わず、総じて職務に合わせて設定される。休暇及び休日に関する法律規定は、ほんの1つか2つの軽微な例外を除き、男女問わず一律に適用される。政府機関での雇用に

は、公用語能力を合理的期間内に修得することが要求され得る。政府はこれらの法律や規制を効果的に執行した一方、雇用や職業に関して、上記に挙げた分類に基づく差別が発生した。一部の機関では日常的に、特定の役職を男性又は女性の採用が必要として指定するものと思われる。女性は民間部門での差別に対して法的保護が全くなく、民間部門では時々、女性は同等の仕事に対して男性より給与が少なく、また監督職への昇進が困難な状況を経験した。（2015 年）第 2 四半期の国勢調査統計局（Department of Census and Statistics）データによると、女性の労働力参加率は 36.7%、失業率は 7.2%であった。女性労働者に対する需要が多いのは、主に農業、非公式、低賃金、そして低技能の仕事であった。

HIV/AIDS 感染状態に基づく差別により当人が失業したという報告が複数あった。HIV/AIDS に関する国家政策は 2 つあったが、HIV/AIDS 感染者を職場で保護するための法律はなかった。複数の民間部門企業が合同で、「HIV 及び AIDS に関するランカ企業同盟（Lanka Business Coalition of HIV and AIDS）」を創設した。加盟企業間での職場方針に、HIV/AIDS 感染者に対する差別禁止が盛り込まれた。

一部の職場で、産休を請求する可能性のある再生産年齢の女性を採用しなかったという申し立てが浮上したが、主張の証明が困難であった。

e 受入れ可能な労働条件

国が定める最低賃金はなかった一方、労働局が創設した 44 の賃金委員会が、組合及び雇用主と協議の上、最低賃金と労働条件を部門及び産業別に設定した。民間部門において賃金委員会を対象とした分野での最低月給は、8,625 ルピー（61 ドル）に加え、1,000 ルピー（7 ドル）の特別手当、合計 9,625 ルピー（68 ドル）であった。（2015 年）前半、公共部門での最低賃金は 21,876 ルピー（156 ドル）から増えて 31,876 ルピー（228 ドル）となった。最低賃金関連法では、非公式部門労働者など、賃金委員会を対象としなかった部門の労働者は取り上げていなかった。（2015 年）11 月時点で、貧困所得水準の公式推定は 1 人当たり月額 3,838 ルピー（27.50 ドル）であったが、一部の分析者がこの推定の妥当性を疑問視した。法律では同等の仕事について平等な給与を要求しているわけではない。

法律では大部分の常勤労働者について、通常労働時間が週 45 時間（5.5 日分）を超えることを禁じている。加えて、法律では 1 日 1 時間の休憩時間を規定している。規制では残業を週当たり 15 時間以内に制限している。残業手当は基本給の 1.5 倍であり、日曜日又は休日いずれかに行った仕事について支給される。基本労働時間を制限する規定は、公共機関の管理職及び幹部には適用されない。法律では年次有給休暇を規定している。

政府は労働安全衛生基準を定めたが、安全衛生規制は国際標準を十分に満たしていなかった。労働者は危険な状況を自ら脱する権利を有するが、多数の労働者がそうした権利を承知していないか、或いは権利を行使すると失業するのではと不安がっていた。

当局は最低賃金、労働時間数、及び労働安全衛生基準を、あらゆる部門において効果的に執行しなかった。労働省の資源、監察及び是正努力は不十分であった。急成長中の建設部門では、港湾、空港、道路建設のほか、高層ビルなど、インフラ開発プロジェクトを含め、労働安全衛生の改善が必要であった。特に建設産業において、日常的な性質を帯びた仕事に雇用主が契約雇用を使用する傾向が強まりつつあり、労働者に提供される保護対策が少なくなってしまうていた。

労働省監察官は、雇用主が法律により要求される通りに従業員へ給与を完全に支給しているかどうか、また年金基金を拠出しているかどうか、検査したが、組合は監察の効果を疑問視した。2013 年、労働省の労働監察局（Labor Inspectorate）は 618 名の担当官で構成されていた。工場の監察件数は 2013 年に若干減ったが、監察官は増えた。賃金及び年金拠出金の不払いに対する罰則は取るに足りない程度で、罰則は初犯の場合が罰金 100 ルピー（0.70 ドル）から 250 ルピー（1.79 ドル）、3 回目でも 500 ルピー（3.57 ドル）から 1,000 ルピー（7.14 ドル）、6 か月間の投獄又はこれら両方である。有罪判決を受けた後に違反が続く場合、法律では 1 日当たり 50 ルピー（0.35 ドル）を科すと規定している。これらの罰則は、違反を抑止するには不十分であった。労働監察官は、かなりの労働者が居る非公式部門について、賃金又は労働条件の監視、或いは様々なプログラム又は社会的保護の提供を行わなかった。

非公式部門に関して信用できるデータソースがなく、また産業事故又は職場での事故を追跡調査する政府機関も存在しなかった。